

諮問事項についての考え方

1 住居表示の実施区域について

住居表示の実施地区につきましては、別添「住居表示実施区域図」のとおり、現在の相武台1丁目から相武台4丁目までを考えております。

この地域は、元々は相武台・座間入谷・座間・栗原・緑ヶ丘などの大字が入り組んだ地域だったものを、昭和49年1月に町名変更を実施し、現在の相武台1丁目から4丁目の形としております。町名変更を実施しました昭和49年の10月には人口6,743人であった地区が、平成24年4月現在では人口10,238人を数え約1.52倍に増加しています。人口の増加に伴い、世帯数は現在4,930世帯を数え、土地の分筆・合筆が繰り返された結果、町名変更により解消された地番の混乱が、再び起こっている状況です。

この地番の混乱を解消するため、地元からの要望もあり、相武台地区での住居表示実施を考えております。相武台は人口密度が相模が丘に次いで高く、今後も高密度が予想されることから、そのような意味でも住居表示が必要であると考えます。

2 実施区域内の住居表示の方法について

日本では、ほぼ全ての地域で街区方式が採用されており、座間市でもこれまで11の地区で、街区方式による住居表示を実施してきております。相武台地区でも他の地域との整合性や分かりやすさから、街区方式にて実施したいと考えております。

3 住居表示実施に伴う町割り、町名変更について

まず住居表示実施区域の町割りについてですが、相武台は、昭和49年1月に最初の町名変更による町割りが行われ、その後、平成5年8月に座間・座間入谷の一部が相武台1丁目となり、現在の町割りが形成されました。この町割りは現在に至るまで20年近く続いており、住民生活に密接に結びつきすっかり定着したものとなっています。そうした経過を考慮して、住居表示の

実施にあたっては、別添「町の名称変更図」のとおり現行の町割りを継承していきたいと考えます。

次に町名についてですが、町名変更実施以来、アラビア数字で表示していた大字の丁目部分を、住居表示の実施に伴い漢数字の表示に変更するものです。なお、これは町の名称の変更であり、地方自治法第260条の規定により議会の議決が必要になります。

| 変更後 | 変更前 |
|--------|--------|
| 相武台一丁目 | 相武台1丁目 |
| 相武台二丁目 | 相武台2丁目 |
| 相武台三丁目 | 相武台3丁目 |
| 相武台四丁目 | 相武台4丁目 |

本市では、昭和49年から52年にかけて市内6地区において、町名変更事業が行われてきました。相武台地区については、昭和49年1月に同事業が行われ、「相武台1丁目～4丁目」の町名がつけられ告示がなされています。

その後昭和56年の相模が丘から平成14年のひばりが丘まで、11の地区にわたり住居表示を行ってきました。これらの地区においては、住居表示の実施に伴い、いずれも漢数字を用いた町名に改め、町名変更の告示を行ってきたという経過があります。

住居表示の統一性、一貫性を考慮すると相武台地区においても上表のとおり、漢数字を用いた町名に変更いたしたく提案するものです。

なお、相武台地区におきましては、隣接する相模原市にも相武台という地名がございますが、地元の相武台の名を残したいという要望や神奈川県からの「従来の町名、住民の意思を尊重した結果として相武台となるのであればやむを得ない。」という見解、また、相模原市が政令指定都市になったのに伴い、「南区相武台」となり区別できることを考慮し、相武台の名称を残しております。